

## 函館市と学校法人函館大谷学園の包括連携協定書

函館市と学校法人函館大谷学園は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 両者は、包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展と人材育成および学術の振興に寄与することを目的として協定を締結する。

### (連携の範囲)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関すること
- (2) 地域経済の活性化に関すること
- (3) 子ども・子育て支援・福祉の向上に関すること
- (4) 教育・文化の振興、生涯学習の推進に関すること
- (5) 環境保全の推進に関すること
- (6) その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

### (連携の実施)

第3条 本協定に関わる連携・協力の実施にあたり、連携協力推進会議を設置するとともに、具体的事項およびその他必要な事項については、両者が協議して別途定める。

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、双方のいずれから異議の申し出がない場合は、3年ごとに自動的に更新される。

### (疑義の決定)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項については、両者が誠意を持って協議して定める。

本協定書を2通作成し、両者が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年1月22日

函館市長

工藤 寿樹

学校法人函館大谷学園理事長

門間 佳一

函館大谷短期大学  
函館大谷高等学校  
函館大谷短期大学附属認定こども園  
函館大谷短期大学附属松前認定こども園  
函館大谷短期大学附属大野幼稚園  
函館大谷短期大学附属港保育園